

令和7年第4回・西海市農業委員会総会議事録（案）

1. 開催日時 令和7年4月25日（金）
午後2時00分から午後3時10分
2. 開催場所 西海市役所本庁 3階 議員控室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭							
会長代理	2 番	水嶋 政明							
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明			
	6 番	坂口 初男	8 番	梅山 清春	10 番	葉山 静子			
	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘			
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代			
	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造			
5. 欠席委員（2人）

7 番	河本 光晴	9 番	相川 浩一
-----	-------	-----	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について
議案第17号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 第3 承認審議1 土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について 小迎地区県営水利施設等保全高度化事業
承認審議2 土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について 西海市土地改良区西海地区維持管理計画の変更分
 - 第4 報告事項1 農地改良届に係る工期の延長について
報告事項2 農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和 7 年西海市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 19 名中 17 名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い
いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を
行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録
署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありません
か。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、19 番：林 委員、2 番：水嶋 代理にお願い
いたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、
議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いて」について説明します。3 頁は、今回申請がありました西彼町小
迎郷の案件の位置図で、4 頁が議案書となっています。物件は、西彼
町小迎郷字赤水の畑、他 3 筆で、4 筆合計 1,637 m²の申請となってい
ます。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人
に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、親
子間の生前贈与で、譲り渡し人は、高齢のため事業継承し、許可があ
り次第、贈与により所有権を移転するもの、となっています。圃場は、
自宅から徒歩で 5 分以内の所に位置しており、露地野菜を栽培予定で
す。農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁から 17 頁までで、5
頁に付近近況図、6 頁から 8 頁に字図、9 頁から 16 頁に現況写真、17
頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが
申請地で、現況写真番号と写真方向を記載しています。航空写真は、
赤枠で囲まれた部分が申請地です。

また報告事項にて説明しますが、管理用の通路拡幅のため、申請地
のうち 2 筆の畑の一部にコンクリートを敷設しています。この未届け
については、本件申請の受付時に発覚したもので、顛末書を提出して
もらいましたので、添付しています。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第14号の1番につきまして、16番委員、補足説明をお願いします。

16番 16番委員です。4月22日に、1番委員と地元推進委員2名、それから譲り受け人に立ち会ってもらって現地を確認してきました。譲り受け人と譲り渡し人は親子ですが、高齢化のため、農作業をするのも困難な状態となり、生前贈与により所有権を移転するということを伺いました。以上です。

議 長 ただ今、議案第14号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」の、1番について説明します。資料18頁は、今回申請がありました西彼町喰場郷の案件の位置図で、次頁の19頁は、議案書です。物件の所在は、西彼町喰場郷字中ノ島で、田1筆482㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、下段の中ほどに詳細を記載していますが、現在の住まいが、子供の成長とともに手狭になり、申請地に一般個人住宅を建築するもので、許可があり次第、贈与により所有権を移転するもの、となっています。権利内容は「所有権の移転・贈与」です。なお、農振農用地区域の除外については、令和6年10月の総会により審議し、令和7年2月27日に除外手続きが終了したため、今回の農地法第5条申請となったものです。

資料は、18 頁から 27 頁までで、18 頁に位置図、19 頁が議案書、20 頁に付近近況図、21 頁に字図、22 頁と 23 頁に現況写真、24 頁に航空写真、25 頁に被害防除計画書、26 頁に平面配置図、27 頁に住宅の立面図を添付しています。25 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。土地表面は整地するに留める。盛土や切土は行わないため、土砂の流出や崩壊等で災害を発生させる恐れはない、となっています。また、排水等については、雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、最終的に水路に放流しますが、西海市建設課とは協議済み、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は平屋建とするため、周辺農地に日照や通風等で悪影響を及ぼすおそれはない、となっています。

24 頁の航空写真からも判断できますが、周囲は海岸線や住宅・宅地や、山林に囲まれた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない孤立した生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 15 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。4 月 20 日に現地立ち会いを予定していましたが、譲り受け人の都合により、急遽 18 日に私と譲り受け人と 2 人で現地を確認いたしました。23 頁の写真の端に溜め升が写っていますが、道路との境に側溝を入れて、雨水や浄化槽の排水をこの溜め升到に流すということでしたので、何ら問題ないと思って見て来ました。4 月 20 日も再度地元推進委員 2 名と、現地で協議をいたしました。問題ないということで確認いたしました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 15 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 15 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 15 号の 2 番について説明します。資料 28 頁は、議案書です。物件の所在は、西海町丹納郷字高地浦で、畑 1 筆 132 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、下段の中ほどに詳細を記載していますが、隣接地に開設予定の就労継続支援施設の駐車場として利用するものです。駐車区画は 3 台分整備し 37.5 m²が利用面積となっています。参考までに、資料 30 頁の字図をご覧ください。申請地の右隣りに、譲り受け人が所有権を取得した宅地があります。建物を含め購入していますが、建物は改築を予定しています。

28 頁の議案書に戻り、権利内容は「所有権の移転・売買」です。資料は、18 頁と 28 頁から 35 頁までで、29 頁に付近近況図、30 頁に字図、31 頁・32 頁に現況写真、33 頁に航空写真、34 頁に被害防除計画書、35 頁に平面配置図及び駐車区画の配置図を添付しています。34 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。土地表面は整地するに留め、盛土や切土は行わないため、土砂の流出や崩壊等で災害を発生させる恐れはない、となっています。また、排水等については、雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は排出しない、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は建てないため、周辺農地に日照や通風等で悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。

33 頁の航空写真からも判断できますが、申請地は周囲を河川や宅地、山林に囲まれた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない、孤立した生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です

議 長 ただいま説明がありました議案第 15 号の 2 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 14 番委員です。昨日 4 月 24 日に、現場を確認いたしました。譲り渡し人は県外の方でありますし、譲り受け人についても、面識がありませんので、地元推進委員と連絡を取り合いまして、それから、担当行政書士にもお出で頂きまして、現場で説明をしていただきました。事務局からも話がありましたとおり、周辺については、隣りは空き家で、周辺にも農地がないということで、何ら問題ないし、排水についても、自宅前に側溝がありますし、それから 32 頁の写真を見ていただければ分かりますが、西側に大きな水路がありますので、何ら問題ないものと思っております。よろしく審議のほど、お願いしたいと思い

ます。

議 長 ただ今、議案第 15 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 16 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたしますが、本案は、14 番委員が当事者となっている事案でありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《14 番委員 退席》

議 長 また、2 番委員も本案の当事者となっていますので、担当事案の補足説明終了後、審議終了まで退席をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。資料 36 頁は議案書で、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっています。37 頁は、集積計画の集計表で、次頁 38 頁が、利用配分計画の合意解約 5 筆合計 4,100 ㎡の内訳です。

今回、農地法の改正等により、確認事項として、大項目として 3 点の確認を求められています。先ず 1 点目が、地域計画の達成に資するものであること。2 点目が、受け手が適正な農業者であること。3 点目が、農地が農地法及び関係法令に照らし合わせて問題がないこと、となっています。また 2 点目の、受け手が適正な農業者であることの確認として中項目で 5 点の確認事項があり、1. 貸付後も全農地を効率的に利用すると認められること、2. 貸付後も農作業に常時従事すると見込まれること（年間 150 日未満であっても作物に応じた必要な農作業従事日数であること）、3. 経営に応じた機械や施設等の資本

装備を備えていること、４．農用地等の貸付により、農業経営の規模拡大、農用地の集団化又は新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等が図られること、５．既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと、となっています。具体的には、面的利用されている農地を分断しない。水利調整が阻害されない。農薬の影響、共同防除、鳥獣害対策に支障がない。極端に高額な賃料で周辺の賃料の著しい引き上げをもたらさない、等々です。

なお、今回の農地法改正により、受け手（借り手）の自己申告により、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等の添付を求められています。その内容は、まずは農地法の遵守状況として農地法第３条、第４条、第５条、第４２条、第５１条の規定に違反の有無があるかどうか。２点目は、農業振興地域の整備に関する法律第１５条の２（農用地区域内における開発行為の制限）、並びに第１５条の３（監督処分）の規定に違反の有無があるかどうか。３点目は、種苗法の規定、第２０条及び第２５条の育成者権又は専用利用権の侵害の有無。４点目が、農薬取締法の第２４条の規定の違反の有無等を自己申告されています。今後は、以上の点を踏まえて審議をお願いします。

改めまして、３９頁が今回意見を求められた２０筆、合計 19,798 ㎡の内訳です。出し手、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、内訳を参照ください。受け手（借り手）の経営状況については、４０頁から４４頁に記載しており、手書きで、今回の要請する申請地の番号と栽培作物等を記載しています。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、１番から５番の補足説明を、１６番委員をお願いします。

１６番 １６番委員です。４月２２日に１番委員と地元推進委員２名、それから受け手に立ち会ってもらって現地を確認いたしました。この件については、前耕作者の仲介があって、借りるということになったみたいですが、受け手は、地主の家族と知り合いでもあったそうです。現地はきれいに整地されていて、「今村」という品種のミカンを栽培されるようでした。周囲を見ても何も問題ないような状況で、大丈夫だと思います。以上です。

議 長 続きまして、６番から１１番の補足説明を、１３番委員をお願いします。

１３番 １３番委員です。１４番委員に代わり補足説明をさせていただきます。受け手は、週に２日お勤めをしながら、親が作っていたものを受け継

いでミカンを作っています。最近、農協のミカン部会に入ったそうです。規模拡大のため、今回のミカン畑6筆とあわせて、天久保圃場整備地域の会の推進委員で、圃場整備ができれば、農地を借りるそうです。今回4月23日に圃場を見に行ったところ、きれいに整備されていました。それと、西海市の認定新規就農者にもなっているので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続まして、12番から15番の補足説明を、2番委員にお願いします。

2 番 2番委員です。借り手に4月21日、電話をいたしましたところ、どうしても当日来れないということで、地元推進委員と2人で現地を確認いたしました。事務局からも説明がありましたように、ここでは甘藷を栽培する予定となっており、もう既に畑はきれいに整地されて、いつでも、定植ができるような状態になっておりましたので、何も問題はないと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

議 長 これまでの説明について、質疑・ご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようですので、2番委員につきましては、審議終了まで退席をお願いします。

《2番委員 退席》

議 長 それでは、16番と17番の補足説明を、10番委員にお願いします。

10番 10番委員です。18番委員がまだ来ていませんので、一緒に行きました私から説明をさせていただきます。4月21日に、受け手である2番委員、18番委員、地元推進委員とともに現地を確認に行きました。今度再契約になりますが、もう既にカボチャが植えられていまして、息子さん2人も一緒にやっていますので、今後、数年間は安泰だろうと思って見てまいりましたので、何も問題ないと思います。

議 長 続まして、18番から20番の補足説明を、10番委員にお願いします。

10番 10番委員です。本件に関しても、同じ4月21日に、同じメンバーで、受け手法人の担当者の立ち合いのもと、現地を見てまいりました。畑は、焼酎を造るのに使う甘藷の栽培をしている畑で、こちらのほう

も再契約となっておりまして、もう間もなく芋差しが始まるようでした。畑は、きれいに耕されていて、今後焼酎工場が存続する限りずっと大丈夫だろうという感じで見てまいりました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 16 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 16 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 2 番委員、14 番委員、入室してください。

《2 番委員、14 番委員 着席》

議 長 続きまして、議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分について説明します。物件の所在は、大瀬戸町瀬戸下山郷字流合で、田 1 筆 3,855 m²の申出となります。資料につきましては、46 頁に位置図、47 頁に付近近況図、48 頁に字図、49 頁・50 頁に現況写真 51 頁に航空写真を添付しています。現況写真を見ていただければ判断できますが、物件は、耕作放棄となり、現況は、雑草、葎等が、生い茂り、原野化した土地と写真から判断されます。特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を、8 番委員をお願いします。

8 番 8 番委員です。4 月 20 日に地元推進委員と申請者との 3 人で現地を確認してきました。航空写真を見ても分かるとおおり、この場所につきましては、民家から離れており、また行く道にしても未舗装の悪路で、雨降りなどは大変なようです。申請者は高齢で、夫婦 2 人で耕作していましたが、3 年程前に、体力的にも気力的にも限界を感じて、農業

をやめることにしたそうです。後継者もおらず、今後作付けをする予定もないので、今回の申請に至っております。審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 17 号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 17 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、3 月 17 日から 4 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番が西彼町の物件、2 番から 17 番が、西海町の物件で 2 件 16 筆、18 番から 26 番が、大瀬戸町の物件で 2 件 9 筆、合計 5 件 26 筆 20,547 m²の申請となっています。資料につきましては、54 頁に位置図、55 頁から 59 頁に航空写真配置図、60 頁から 70 頁までに航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 17 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 17 号の同意分 1 番から 26 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。続きまして、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」を審議いたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。承認審議の 1 番について説明いたします。資料は 71 頁からです。小迎地区県営水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）について、土地改良法第 3 条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求める、となっています。小迎地区県営水利施設等保全高度化事業特別型（畑地帯担い手育成型）の施行のため、耕作者等であることを確認するものです。今回、土地改良事業の変更に伴い、72 頁及び 73 頁の事業につきまして、74 頁の耕作者等 11 名についての確認であります。事業内容の変更点としては、区画整理工種分並びに農業用排水施設工種の受益面積の変更、工事予定期間の変更、総事業費の変更です。概要は 72 頁及び 73 頁に記載があります。

今回の申請は土地改良法第 3 条の規定に基づいた資格者として妥当であることの確認の申出がなされています。74 頁に記載がある 3 条資格者の調書並びに 75 頁から 80 頁までがその者が関係する農地の内訳で、前回資格者として承認した者が変更した者となっている地番等があります。それぞれの農地の所有者・権利（営農）者となっており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。事務局からの承認審議 1 番の説明は、以上です。

議 長 ただ今、承認審議の 1 番について事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」の 1 番については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は 81 頁からです。西海市土地改良区西海地区維持管理計画の変更について、土地改良法第三条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求める、となっています。天久保基盤整備地区の編入に伴い、西海市土地改良区西海地区維持管理計画の変更のため、耕作者等であることを確認するものです。今回、管理計画の変更概要に関しては、82 頁・83 頁に記載しています。三条資格者の調書については、84 頁・85 頁に記載していますが、耕作者等の 46 名が、三条資格者として妥当であることの確認を求めるものであります。

84 頁・85 頁は三条資格者の調書、並びに 86 頁から 88 頁までがその者が関係する農地の内訳です。それぞれの農地の所有者・権利（営農）者となっており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。事務局からの承認審議 2 番の説明は、以上です。

議 長 ただ今、承認審議の 2 番について事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第三条資格者証明について」の 2 番については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議 長 以上で、承認審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 事務局です。報告事項について説明を行います。資料 89 頁は、今回、報告事項の 2 件の位置図となっています。まず、報告事項 1 番、農地改良届の工期の延長について説明をします。この件は、令和 6 年 1 月総会で報告していましたが、申請（届出）者の都合により、工期を延長するものです。所在は、西彼町鳥加郷字坊崎で、田 2 筆、合計 3,699 m²の申請です。理由は、右側下段に記載のとおり、田畑転換のため、田を嵩上げし農地を埋立て、露地野菜を作付けするもの、となっています。また、埋立は、基礎部分を 1.2m、表土部分を 0.3m それぞれ嵩上げし、土量は、それぞれ 4,438 m³と 1,100 m³で、種類の砂質土、赤土を西彼町内より採取して直営で施工するものとしています。変更

前の工事期間は令和6年2月1日から令和6年3月31日までとなっており、届出者自身が施工していましたが、諸事情により、令和8年3月31日まで工期を延長するものです。添付資料は、89頁の位置図、91頁付近近況図、92頁字図、93頁・94頁が現況写真、95頁が航空写真、96頁が被害防除計画書、97頁・98頁が横断・縦断図、99頁が排水計画図となっています。95頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、盛土は1.5mで法面保護を行う。排水は水路放流並びに自然流下する。周辺農地は1ヶ所あるが、耕作道があるため、被害を発生する恐れはない、となっています。

93頁・94頁の現況写真に戻り、現況は砂利引きしていますが、本地は田から畑に転換するため、ぬかるんだ田に、繰り石を敷き、その後砂利で整地し、その上に赤土等の盛土を行い、畑地化するというのを、本人より現場で聞いております。南瓜を植栽するというものでした。なお、事務局より工期の延長届を提出する様に促していましたが、今回の提出となった次第であります。以上報告事項の1番の説明を終了します。

次に2番を説明します。100頁をお願いします。今回届けがあった物件の所在地については、3条申請の提出時に事務局で発見したため、届けを提出してもらい、今回の報告となりました。届出の未提出に伴い、顛末書も併せて提出しています。畑2筆合計農地面積406㎡のうち、利用面積合計66.58㎡です。利用目的は、管理用通路の整備で、幅員の拡幅です。添付資料は、101頁に付近近況図、102頁に字図、103頁・104頁は現況写真、105頁に航空写真、106頁に面積測定図、107頁に被害防除計画書、108頁に顛末書を添付しています。107頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用するとなっており、設置時から被害の報告はないとなっております。108頁の顛末書の文章の2行目にありますが、平成14年5月頃より設置しているとの事で、特段の支障はないものと判断しております。報告事項2番の説明は、以上です。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。

3 番 3番委員です。事務局から説明がありました鳥加の案件についてですが、本人と、10日ほど前にたまたまお会いする機会がありまして、私も後ほど現地を見に行きましたところ、かなりの繰り石が搬入をされていきました。表面に赤土が搬入されていることは写真でお分かりになるかと思いますが、正直なところ、作物を栽培できるような、赤土の量ではないという判断はしております。その際に、本人から話を伺いますと、作物を栽培するということですが、なかなか正直なところ、信用できるような状況ではないという感想を持っています。その際に

ひと言注意をさせていただいたんですが、仮にもし転用するのであれば、きちんとした経緯をもって申請をしていただきたいという注意はさせていただきました。以上です。

議 長 今３番委員から報告事項につきまして、補足説明を頂きました。みなさんから何かご意見などございますか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございますか。

次回の総会は

日 時：令和７年５月２６日（月） 午後３時００分から

場 所：西海公民館 ２階講堂

代 理 これをもちまして令和７年西海市農業委員会第４回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 4 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人